

国空予管第633-2号
平成22年10月29日

各地方航空局長 あて

航 空 局 長

工事監理業務契約書の運用基準について

「工事監理業務契約書について」（平成22年10月29日付け国空予管第630-2号）をもって通知したところであるが、その運用基準を別添のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

別添

文頭書関係

- (1) 4 契約保証金において、次のいずれかに該当する内容を記載する。
- ① 第4条第1項第一号により受注者が納付した場合は、金額を記載する。
 - ② 第4条第1項第二号により受注者が提供した場合は、「契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供により契約保証金の納付に代える」と記載する。
 - ③ 第4条第1項第三号により受注者が提出した場合は、「債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出により契約保証金の納付に代える」と記載する。
 - ④ 第4条第1項第四号、第五号により受注者が保証又は保険の締結を付した場合は、「免除」と記載する。
 - ⑤ 「建設コンサルタント等に係る公募型プロポーザル方式の実施について」（平成7年2月15日付け空経第112号）及び「建設コンサルタント等に係る公募型指名競争入札方式の実施について」（平成7年2月15日付け空経第113号）により実施する業務以外の場合は、「免除」と記載する。
- (2) 5 調停人は、発注者及び受注者があらかじめ調停人を選任する場合に採用する。また、調停人を選任しない場合には、5の全文を削除する。

第1条関係

第12項において、受注者が共同体を結成している場合は、発注者と受注者との間では全ての行為が共同体の代表者を通じて行うこととされたので、遺漏のないよう対応されたい。

第2条関係

第1項において、本契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう対応されたい。

第3条関係

- (1) 第1項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (2) 第2項の「7日」については、履行期間、業務の態様等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第4条関係

- (1) 契約保証金の対象業務については、当分の間の措置として、「建設コンサルタント等に係る公募型プロポーザル方式の実施について」（平成7年2月15日付け空経第112号）及び「建設コンサルタント等に係る公募型指名競争入札方式の実施について」（平成7年2月15日付け空経第113号）により実施する業務の場合を対象とし、当該業務以外の場合は契約保証金を免除し、第4条の条文を削除する。
- (2) 契約の保証を免除する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により契約書の作成を省略できる業務である場合。
 - ② 一般的な業務であって、業務の内容及び性格等から契約の保証の必要がないと

認められる場合。

(3) 第4条第2項及び第4項において、契約保証金の額及び保証金額又は保険金額としての業務料の「10分の〇」の部分、次の各号のいずれかに該当する割合を記載する。

- ① 「政府調達に関する協定」（平成7年12月8日条約第23号。以下「政府調達協定」という。）第1条1の適用を受けない業務については「工事請負契約書における契約の保証に関する取扱いについて」（平成8年3月1日付け官会第263号。以下「契約保証取扱通達」という。）1①を準拠し、「10分の1」と記載する。
- ② 「政府調達協定」第1条1の適用を受ける業務については「一般競争入札対象工事における契約保証金の額及び特定建設工事共同企業体における契約の保証について」（平成13年11月30日付け国空経第823号）1（1）を準拠し、「10分の1」を読み替え、「10分の3」と記載する。
- ③ ①及び②のいずれであっても、低入札価格調査を受けた者の場合は、「低入札価格調査制度調査対象工事における前金払の縮減について」（平成15年4月24日付け国空経第55号。以下「低入札調査対象工事前金払縮減通達」という。）Iを準拠し、「10分の1」を読み替え、「10分の3」と記載する。

第6条関係

第4項の「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し又は請負させた者の住所、委任し又は請負させた業務の内容、当該業務の担当責任者の名称等を含むものであること。

第7条関係

- (1) 第3項において、「二名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、「監督検査要領」第13条に規定する同一の契約について二名以上の調査職員を任命して権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を調査職員通知書に明示すること。
- (2) 第4項は第2条第1項の特則を規定したのではなく、契約書でなく仕様書等において権限が創設される調査職員の指示又は承諾について、原則、書面によることを定めたものであること。

第9条関係

第2項及び第4項の「10日」については、履行期間、業務の態様等により10日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、14日未満であり、かつ、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第10条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第11条関係

第2項の「7日」については、受領書又は借用書の作成等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第13条関係

第3項の「14日」については、調査結果等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第15条関係

第2項の「増加費用」とは、中止期間中、業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

第19条関係

- (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第12条、第13条第5項、第14条、第15条第2項、第16条第3項、第17条第1項、第18条第1項及び第2項並びに第28条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第12条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第13条第5項においては、仕様書等の訂正又は変更が行われた日、第14条においては、仕様書等の変更が行われた日、第15条第2項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、第16条第3項においては、仕様書等の変更が行われた日、第28条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第2項の「7日」については、発注者と受注者との協議等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第20条関係

- (1) 第1項の「業務料の変更」とは、第12条、第13条第5項、第14条、第15条第2項、第16条第3項、第17条第2項、第18条第3項及び第28条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項にいう「業務料の変更事由が生じた日」とは、第12条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第13条第5項においては、仕様書等の訂正又は変更が行われた日、第14条においては、仕様書等の変更が行われた日、第15条第2項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、第16条第3項においては、仕様書等の変更が行われた日、第17条第2項においては、受注者が第17条第1項の請求を行った日、第18条第3項においては、発注者が第18条第1項又は第2項の請求を行った日、第28条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第2項の「7日」については、発注者と受注者との協議等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (5) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第12条、第14条、第15条第2項、第17条第2項、第18条第3項及び第28

条第2項の規定に基づくものをいう。

第23条関係

- (1) 第1項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (2) 第2項の「7日」については、業務料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第24条関係

第2項の「10日」については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第5条の規定により10日以内とされている。

第25条関係

第2項の、業務代金の支払時期は、「支払遅延防止法」第6条及び「政府契約の支払遅延防止等に関する法律運用方針」（昭和25年4月17日付け理国第140号。以下「支払遅延防止法運用方針」という。）第13の2（ロ）の規定により国が給付の完了の検査を終了した相手から適法な支払請求を受けた日からその他の給付については30日以内に支払わなければならないと規定されている。

第26条関係

- (1) 第26条は、部分払金を支払う条件の場合に採用する。また、部分払金を支払わない条件の場合には、第26条の条文を削除する。
- (2) 第1項において、「履行期間中〇回」の部分には入札説明書等に記載した部分払の回数を記載する。
- (3) 第3項の「10日」については、「支払遅延防止法運用方針」第3の4により、既済部分の代価の全額を支払うことができる場合に、「支払遅延防止法」の適用を受けるものとされているため、現実的に部分払いは当該既済部分の引渡しを受けないことではあるが、「支払遅延防止法」第5条の規定による国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日からその他の給付については10日以内の日に検査の時期とする旨を準用することとする。
- (4) 第5項の「10日」については、履行期間、業務の態様等により10日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、14日未満であり、かつ、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (5) 第6項の「10日」については、「支払遅延防止法運用方針」第3の4により、既済部分の代価の全額を支払うことができる場合に、「支払遅延防止法」の適用を受けるものとされているため、現実的に部分払いは当該既済部分の引渡しを受けないことではあるが、「支払遅延防止法運用方針」第13の1（ロ）の規定による相手方から給付を完了した旨の通知を受け、国において完了の検査をしていないものは請求を受けた日からその他の給付については10日以内に支払わなければならないと解される旨を準用することとする。

第26条の2関係

- (1) 第26条の2は、国庫債務負担行為に係る契約による場合に採用する。また、国庫債務負担行為に係る契約によらない場合には、第26条の2の条文を削除する。

- (2) 発注者は、入札説明書等により次に掲げる事項を了知させること。
- ① 各会計年度における業務料の支払の限度額（〇年度〇％と割合で明示すること。）
 - ② 各会計年度における業務料の支払いの限度額及び出来高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。
- (3) 第1項及び第2項における金額の記載方法は、「国庫債務負担行為に基づく契約における工事請負契約書の作成要領」（平成11年1月6日付け事務連絡。以下「国債工事契約書作成要領」という。）を参照の上、作成すること。

第26条の3関係

- (1) 第26条の3は、国庫債務負担行為に係る契約による場合に採用する。また、国庫債務負担行為に係る契約によらない場合には、第26条の3の条文を削除する。
- (2) 第3項において、入札説明書等に記載した各年度の部分払の回数を記載する。

第28条関係

第28条は、部分払金に係る業務料の支払いを条件とせず、業務料を一括して業務完了後に支払う場合は、第28条の条文を削除する。

第29条関係

- (1) 第3項において、履行担保期間を「2年以内」とする。
- (2) 第4項において、受注者の故意又は重大な過失により生じた違反の場合の履行担保期間を工事監理業務が完了した日から10年とする。

第30条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合、完了した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。
- (3) 第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「国の債権の管理等に関する法律施行令」（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている「債権管理法施行令」第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

- (4) 第3項において、発注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「支払遅延防止法」第8条の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成22年4月1日から適用されている「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」は「年3.3パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

第30条の2関係

- (1) 第1項において、「建設コンサルタント業務等における違約金に関する条項の制定について」（「工事における違約金に関する特約条項の制定等について」（平成15年5月19日付け国空経第175号）の別添通知文書）の（別紙）により、「10分の1」とする。
- (2) 第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「債

債権管理法施行令」第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている「債権管理法施行令」第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

第31条関係

第2項において、「会計法」第29条の8及び「予決令」第100条第1項第4号により、契約担当官等が作成すべき契約書に違約金に関する事項を記載しなければならないことから、この違約金の率を「10分の1」とする。

第33条関係

第1項第一号及び第二号において、業務の変更が著しい量的変更として減少した場合は、契約の同一性を失うものとして、受注者に契約解除の権利を認めたものであり、その基準として、業務料が「3分の2以上」の減少、業務の中止期間が履行期間の「10分の5を超えた」場合とする。

第34条関係

第3項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第37条関係

第1項及び第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「債権管理法施行令」第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている「債権管理法施行令」第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

第38条関係

調停人を選任する場合は、現場検証、鑑定等の費用、調停人に対する謝礼等紛争の処理に要する費用の負担について、あらかじめ定めておくこと。

文末書関係

発注者及び受注者が互いに一通を保有するため合計二通とする。

なお、支払事務等のために必要な契約書の写しの数量を本書の数には加えないこと。

附則

- (1) 本契約書は、測量又は建設コンサルタント等における工事監理業務を対象とする。
- (2) 当該運用基準に掲載されている、条約、法律及び政令等の各種基準が改正された場合、当該運用基準が改正されるまでの間は、改正後の当該各種基準に定められた内容を採用し、当該運用基準を読み替え、適用すること。